

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月22日
【四半期会計期間】	第20期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	RIZAPグループ株式会社
【英訳名】	RIZAP GROUP, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀬戸 健
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	(03)5337-1337
【事務連絡者氏名】	取締役 鎌谷 賢之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	(03)5337-1337
【事務連絡者氏名】	取締役 鎌谷 賢之
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年2月14日に提出いたしました第20期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 要約四半期連結財務諸表

要約四半期連結財務諸表注記

15. 後発事象

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

1【要約四半期連結財務諸表】

【要約四半期連結財務諸表注記】

15. 後発事象

(訂正前)

(省略)

4. シカタ社による本第三者割当増資の概要

(1) 発行株式数	688,819株（発行後の当社持分割合 80.9%）
(2) 発行総額	約425百万円
(3) 割当先 (注1)	京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合 648,299株 大庭 祐司 24,312株 志方 真介 16,208株
(4) 払込期日	2023年3月20日（予定）

(注1) BRUNOと上記割当先のいずれとの間にも、資本関係、人的関係及び取引関係はございません。

(省略)

6. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	2,919,600株 (議決権の数：2,919,600個) (議決権所有割合：100%) (注1)
(2) 譲渡株式数	2,919,600株 (議決権の数：2,919,600個)
(3) 譲渡価額	シカタ社の普通株式 1,800百円 (注2)
(4) 異動後の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)

(注1) 本日時点においては、シカタ社は、BRUNOの100%子会社であります。2023年3月20日を効力発生日とする本第三者割当増資が予定されていることから、本株式譲渡の効力発生日である2023年3月22日時点においては、BRUNOが保有するシカタ社株式の議決権所有割合は80.9%となる予定です。

(注2) 譲渡価額は、第三者機関においてDCF法及び類似企業比較法により行った株式価値算定結果に基づいて決定しており、公正な価額であると認識しております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

4. シカタ社による本第三者割当増資の概要

(1) 発行株式数	688,819株(発行後のBRUNO株式会社持分割合 80.9%)
(2) 発行総額	約425百万円
(3) 割当先 (注1)	京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合 648,299株 大庭 祐司 24,312株 志方 真介 16,208株
(4) 払込期日	2023年3月20日(予定)

(注1) BRUNOと上記割当先のいずれとの間にも、資本関係、人的関係及び取引関係はございません。

(省略)

6. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	2,919,600株 (議決権の数: 2,919,600個) (議決権所有割合: 100%) (注1)
(2) 譲渡株式数	2,919,600株 (議決権の数: 2,919,600個)
(3) 譲渡価額	シカタ社の普通株式 1,800百万円(注2)
(4) 異動後の所有株式数	0株 (議決権の数: 0個) (議決権所有割合: 0%)

(注1) 本日時点においては、シカタ社は、BRUNOの100%子会社であります。2023年3月20日を効力発生日とする本第三者割当増資が予定されていることから、本株式譲渡の効力発生日である2023年3月22日時点においては、BRUNOが保有するシカタ社株式の議決権所有割合は80.9%となる予定です。

(注2) 譲渡価額は、第三者機関においてDCF法及び類似企業比較法により行った株式価値算定結果に基づいて決定しており、公正な価額であると認識しております。

(省略)